

貸金業制度等に関する懇談会

平成17年6月29日  
三井住友カード株式会社  
取締役社長 栗山 道義

# 目次

---

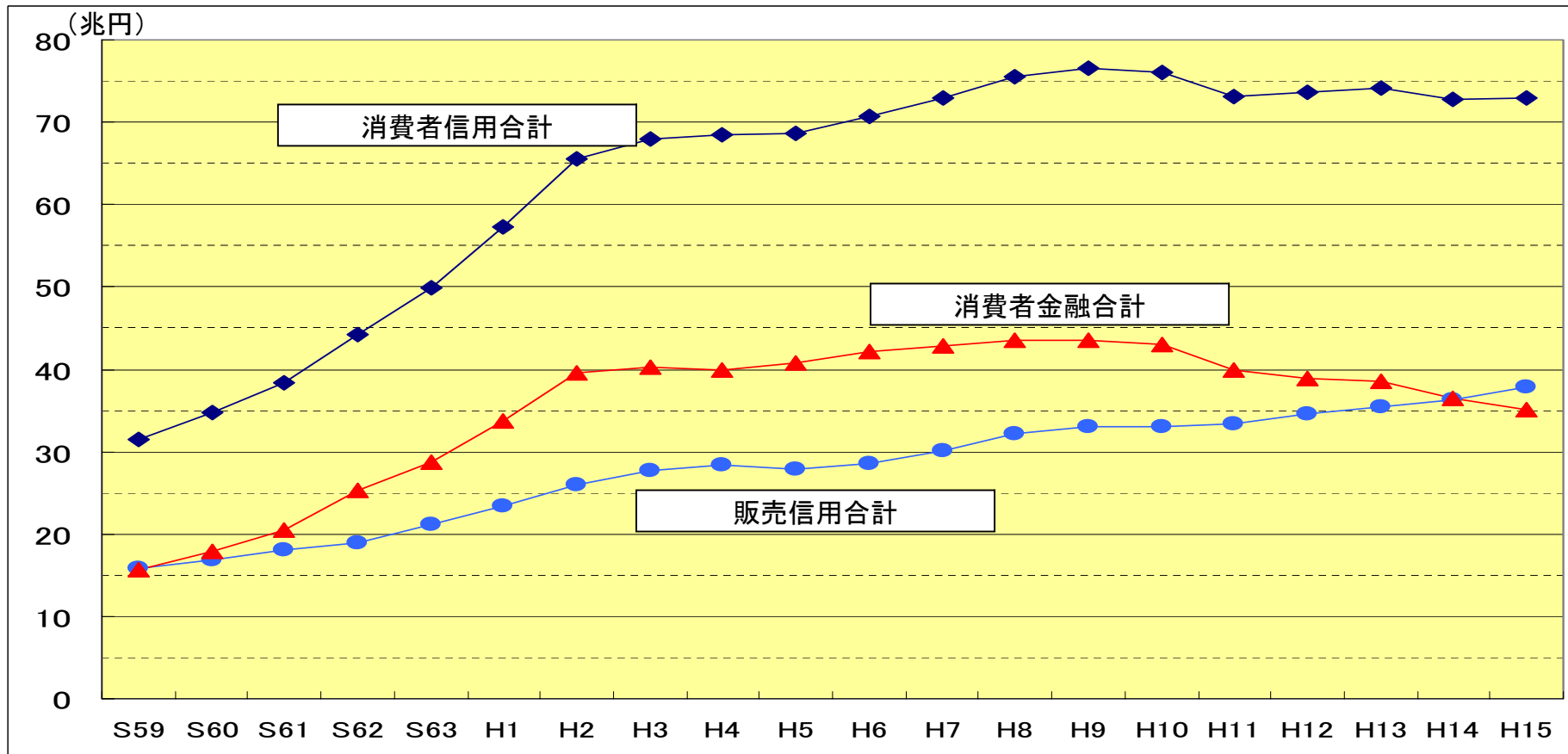
- 1. 消費者信用産業の現況 ……1～3ページ
  - 消費者信用供与額の推移
  
- 2. 銀行系クレジットカード会社の現況 ……4～7ページ
  - (1) クレジットカード業態別取扱シェア・カード発行枚数シェア推移
  - (2) 銀行系クレジットカード会社信用供与額推移・関連年表
    - (参考1) 各業界毎の遵守法律の整理
    - (参考2) 日本クレジットカード協会(JCCA)について
  
- 3. 今後の方向性 ……8～13ページ
  - (1) 銀行系クレジットカード会社の業務展開
  - (2) リスクに応じた金利体系の構築(適正なリスクプライシングの実現)
    - ① 制限金利、グレーゾーン及び当社商品の金利分布
      - (参考3) 三井住友カードの「安心オプション」について
      - (参考4) 三井住友カードの「あとからリボ」について
    - ② 個人信用情報の相互交流等の検討
    - ③ 事務処理コスト等の削減

# 1. 消費者信用産業の現況

## 消費者信用供与額の推移

(単位:兆円)

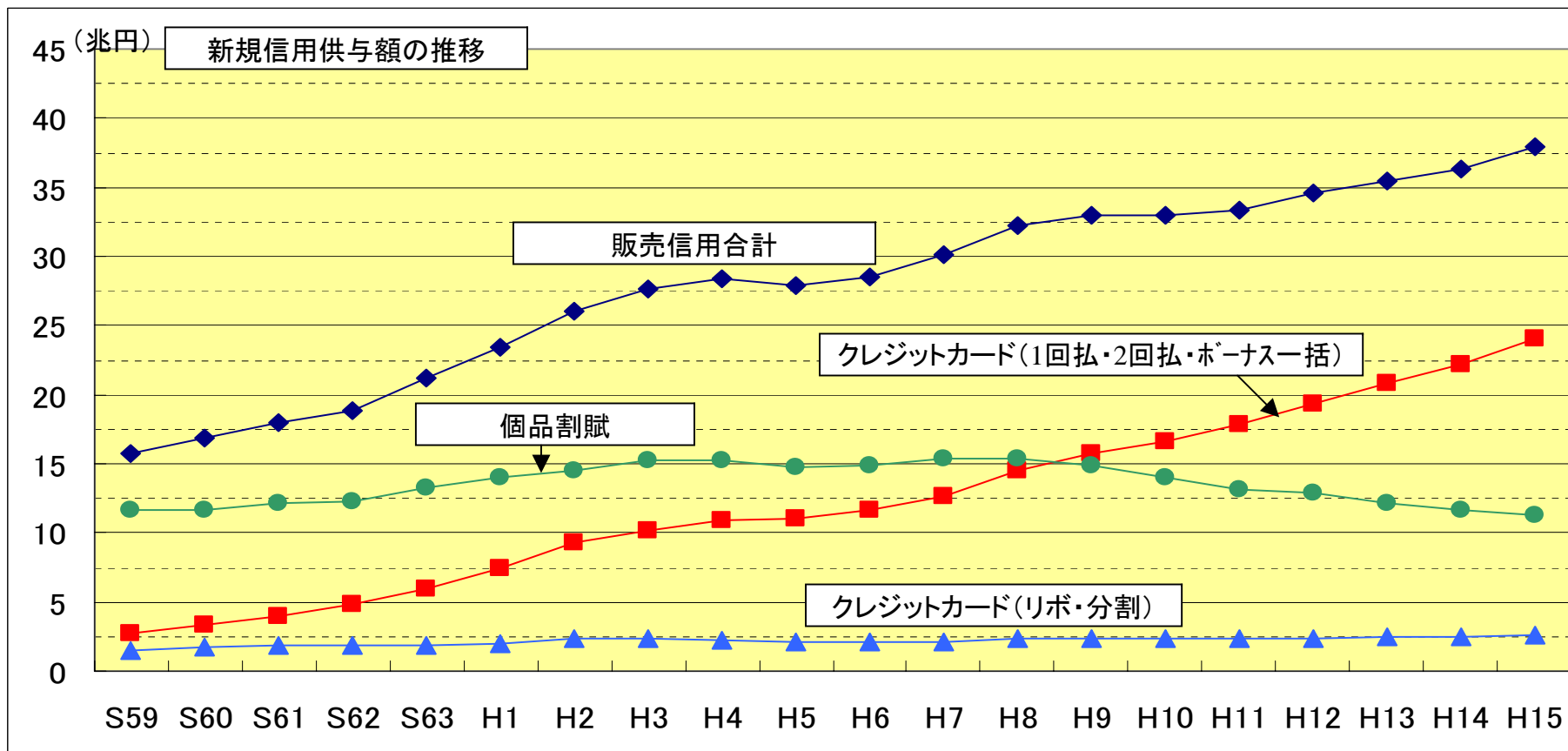
	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
消費者信用合計	31.5	34.7	38.4	44.2	49.9	57.3	65.6	68.0	68.5	68.6	70.7	72.9	75.6	76.5	76.1	73.1	73.6	74.1	72.8	73.0
販売信用合計	15.8	16.8	18.0	18.9	21.2	23.4	26.0	27.7	28.4	27.9	28.5	30.1	32.2	33.0	33.0	33.3	34.6	35.5	36.3	37.9
消費者金融合計	15.7	17.9	20.4	25.3	28.7	33.8	39.5	40.3	40.0	40.8	42.2	42.8	43.5	43.5	43.0	39.9	38.9	38.6	36.5	35.1



# 《販売信用マーケット》

(単位:兆円)

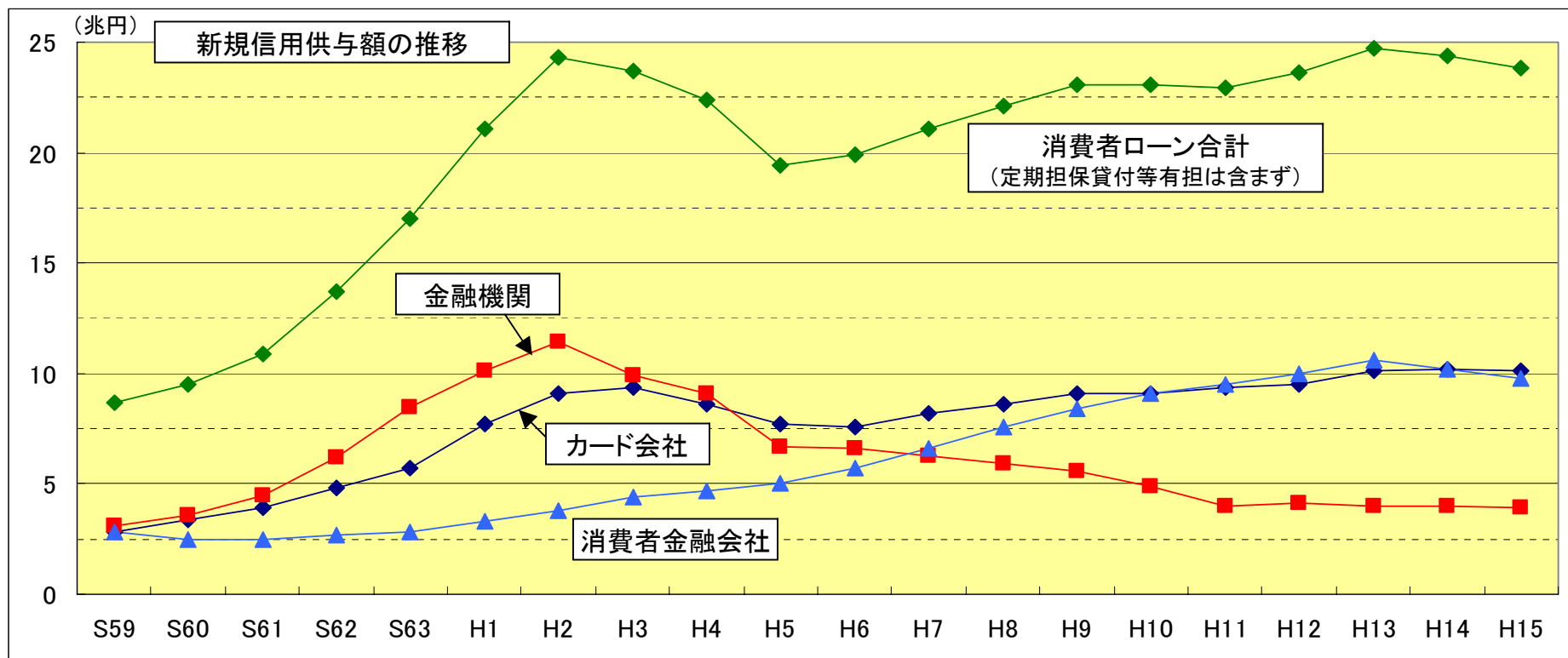
	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
販売信用合計	15.8	16.8	18.0	18.9	21.2	23.4	26.0	27.7	28.4	27.9	28.5	30.1	32.2	33.0	33.0	33.3	34.6	35.5	36.3	37.9
クレジットカード(1・2回・ホ)	2.7	3.4	4.0	4.8	5.9	7.5	9.3	10.2	10.9	11.0	11.6	12.6	14.5	15.8	16.6	17.8	19.4	20.8	22.2	24.0
個品割賦	11.6	11.7	12.2	12.3	13.3	14.0	14.5	15.2	15.3	14.8	14.9	15.4	15.4	14.9	14.0	13.1	12.9	12.2	11.7	11.3
クレジットカード(リボ・分割)	1.5	1.7	1.8	1.8	1.9	2.0	2.3	2.3	2.2	2.1	2.1	2.1	2.3	2.3	2.3	2.4	2.4	2.5	2.5	2.6



(社)日本クレジット産業協会「日本の消費者信用統計平成17年版」より

## 《消費者金融マーケット》

	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
消費者金融合計	15.7	17.9	20.4	25.2	28.7	33.8	39.5	40.3	40.1	40.7	42.2	42.8	43.5	43.6	42.9	39.9	38.9	38.6	36.4	35.1
消費者ローン合計	8.7	9.5	10.9	13.7	17.0	21.1	24.3	23.7	22.4	19.4	19.9	21.1	22.1	23.1	23.1	22.9	23.6	24.7	24.4	23.8
カード会社	2.8	3.4	3.9	4.8	5.7	7.7	9.1	9.4	8.6	7.7	7.6	8.2	8.6	9.1	9.1	9.4	9.5	10.1	10.2	10.1
消費者金融	2.8	2.5	2.5	2.7	2.8	3.3	3.8	4.4	4.7	5.0	5.7	6.6	7.6	8.4	9.1	9.5	10.0	10.6	10.2	9.8
金融機関	3.1	3.6	4.5	6.2	8.5	10.1	11.4	9.9	9.1	6.7	6.6	6.3	5.9	5.6	4.9	4.0	4.1	4.0	4.0	3.9
その他(定期担保貸付等)	7.0	8.4	9.5	11.5	11.7	12.7	15.2	16.6	17.7	21.3	22.3	21.7	21.4	20.5	19.8	17.0	15.3	13.9	12.0	11.3

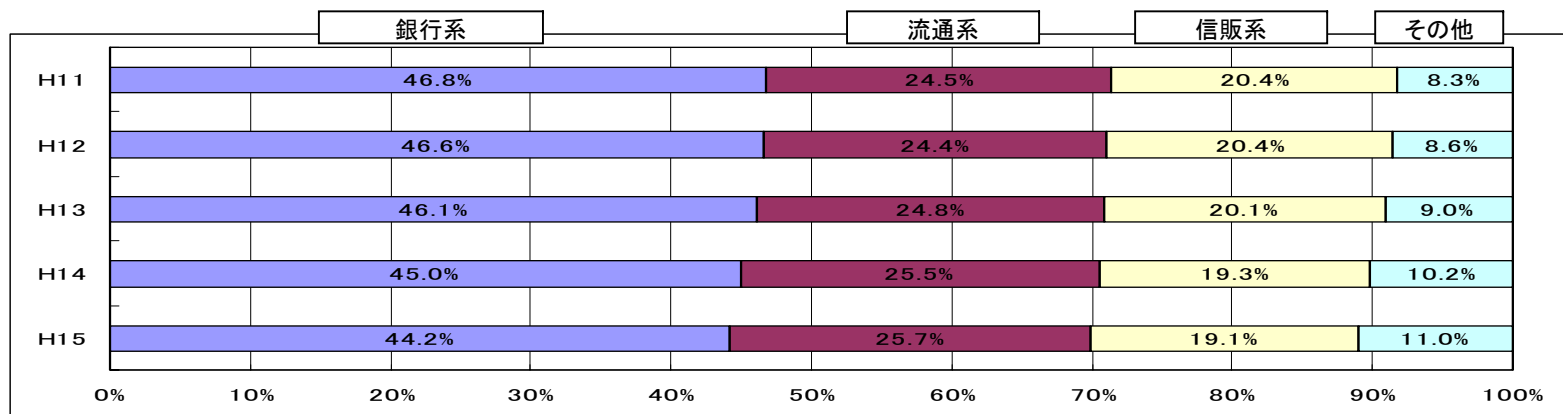


## 2. 銀行系クレジットカード会社の現況

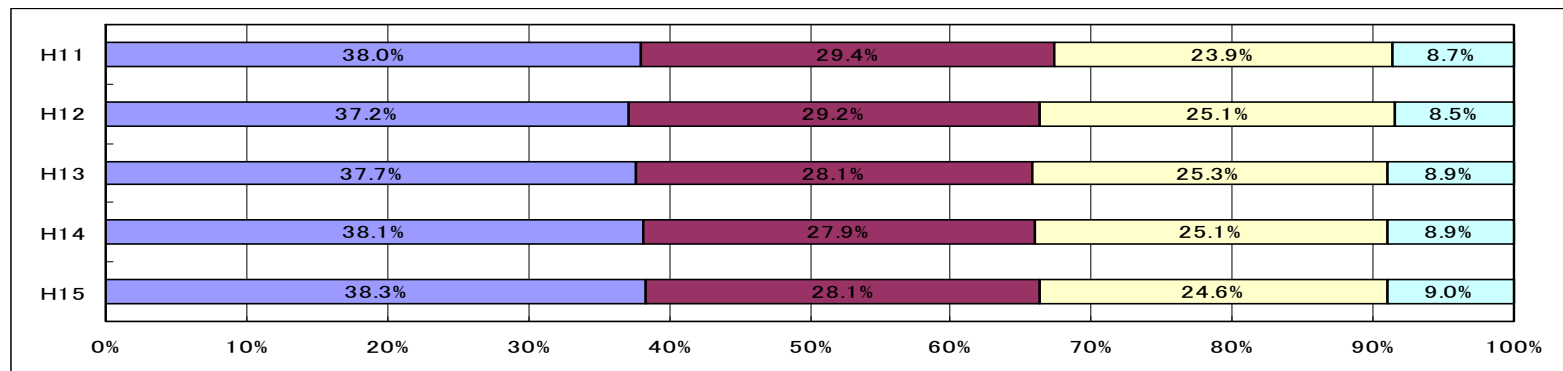
### (1) クレジットカード業態別取扱シェア・カード発行枚数シェア推移

(社)日本クレジット産業協会「日本の消費者信用統計平成17年版」より

取扱高シェア推移



カード発行枚数シェア推移



平成15年度末比較

	銀行系	流通系	信販系	メーカー系	中小小売	石油系	その他	合計	当社
取扱高	150,811	87,653	65,139	4,773	9,425	10,108	13,572	341,481	33,322
内クレジットカードキャッシング	26,663	18,521	24,392	—	3,845	—	2,241	75,662	4,058
比率(%)	17.7%	21.1%	37.4%	—	40.8%	—	16.5%	22.1%	12.2%
提携ローン等その他ローン	3,667	2,016	19,045	179	121	—	506	25,534	43
発行枚数	10,093	7,403	6,486	1,153	520	383	324	26,362	1,276

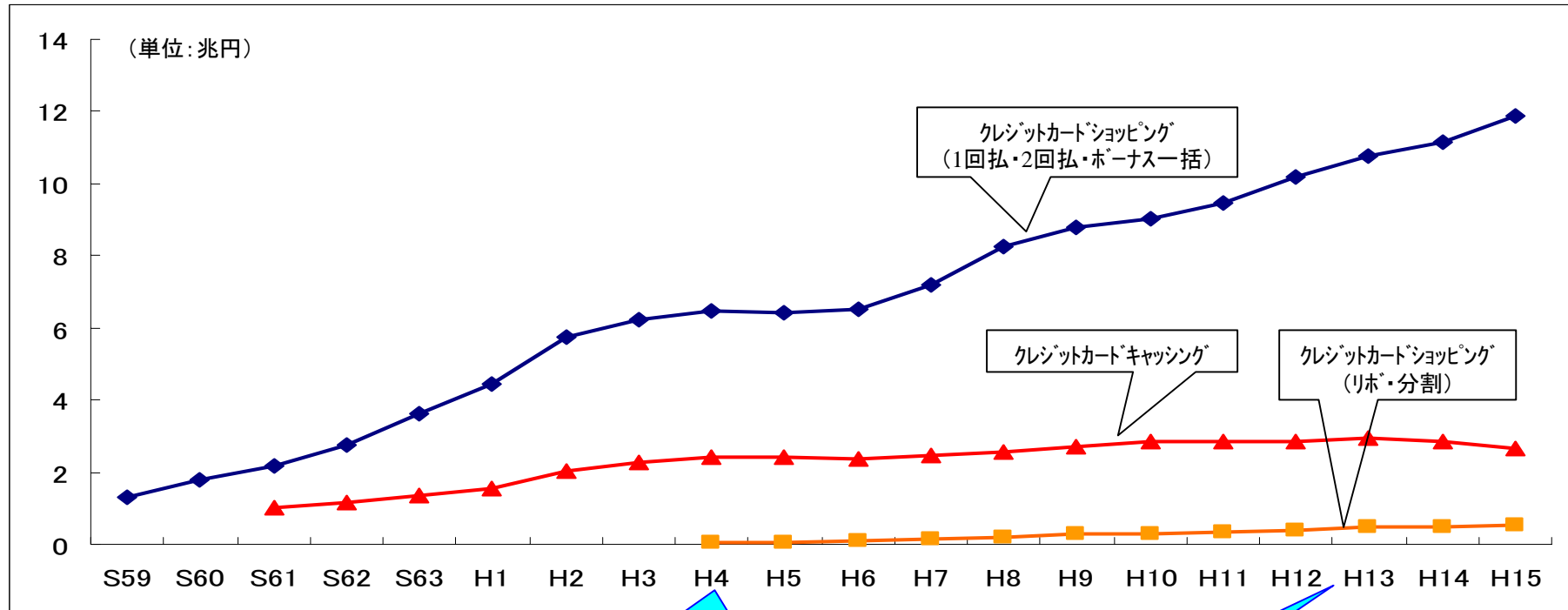
クレジットカードキャッシング: クレジットカードの付帯機能としての金銭の貸付

(平成15年度末現在、億円・万枚)

提携ローン等その他ローン: 提携ローン・証書貸付等、クレジットカードの付帯機能ではない金銭の貸付

(2) 銀行系クレジットカード会社信用供与額推移・関連年表

(社)日本クレジット産業協会「日本の消費者信用統計平成17年版」より



割賦法関連

●S59年5月  
割賦販売法改正  
【主な改正内容】  
・支払停止の抗弁認定

●H4年9月  
銀行系クレジットカード会社に対して、リボ・分割の取扱が解禁

●H13年6月  
銀行系クレジットカード会社に対して、総合割賦（分割払）の取扱が解禁

●H16年4月～  
銀行本体によるリボ・分割・総合割賦取扱が解禁

S58～S59年度

H4年度

H12～H13年度

H16年度

貸金業法関連

●S58年11月  
貸金業規制法施行

●H12年6月  
改正貸金業規制法・改正利息制限法・改正出資法施行  
【主な改正内容】  
・上限金利29.2%へ  
・遅延損害金制限 等

●H16年1月  
改正貸金業規制法・改正出資法施行  
【主な改正内容】  
・登録条件の厳格化  
・取立行為規制強化 等

(参考1)各業界毎の遵守法律の整理

	貸金業務			販売信用業務 (リボ・総合割賦)
	業務	金利		
銀行業界	<b>銀行法</b> —昭和56年6月1日公布 —金融庁所管 —免許制 (内閣総理大臣) —罰則あり	<b>出資法</b> —昭和29年6月23日公布 —金融庁・法務省所管 —罰則あり	<b>利息制限法</b> —昭和29年5月15日公布 —法務省所管 —罰則なし	平成16年4月以降、銀行本体でリボ・総合割賦を取扱う場合には適用
銀行系クレジット カード業界	<b>貸金業規制法</b> —昭和58年5月13日公布 —金融庁所管 —登録制 (内閣総理大臣・ 都道府県知事) —罰則あり			<b>割賦販売法</b> —昭和36年7月1日公布 —経済産業省所管 —登録制 (経済産業大臣) —罰則あり
銀行系以外の クレジット業界				



(参考2)日本クレジットカード協会(JCCA)について

日本クレジットカード協会(JCCA)

銀行系クレジットカード会社の任意団体  
1983年(昭和58年)CAT普及のためにCATS  
事務局が開設され、翌1984年(昭和59年)10月  
に業界の健全な発展を目的として、銀行系クレジット  
カード会社により設立  
(平成17年5月末日現在、会員数154社)

【直近の取組】

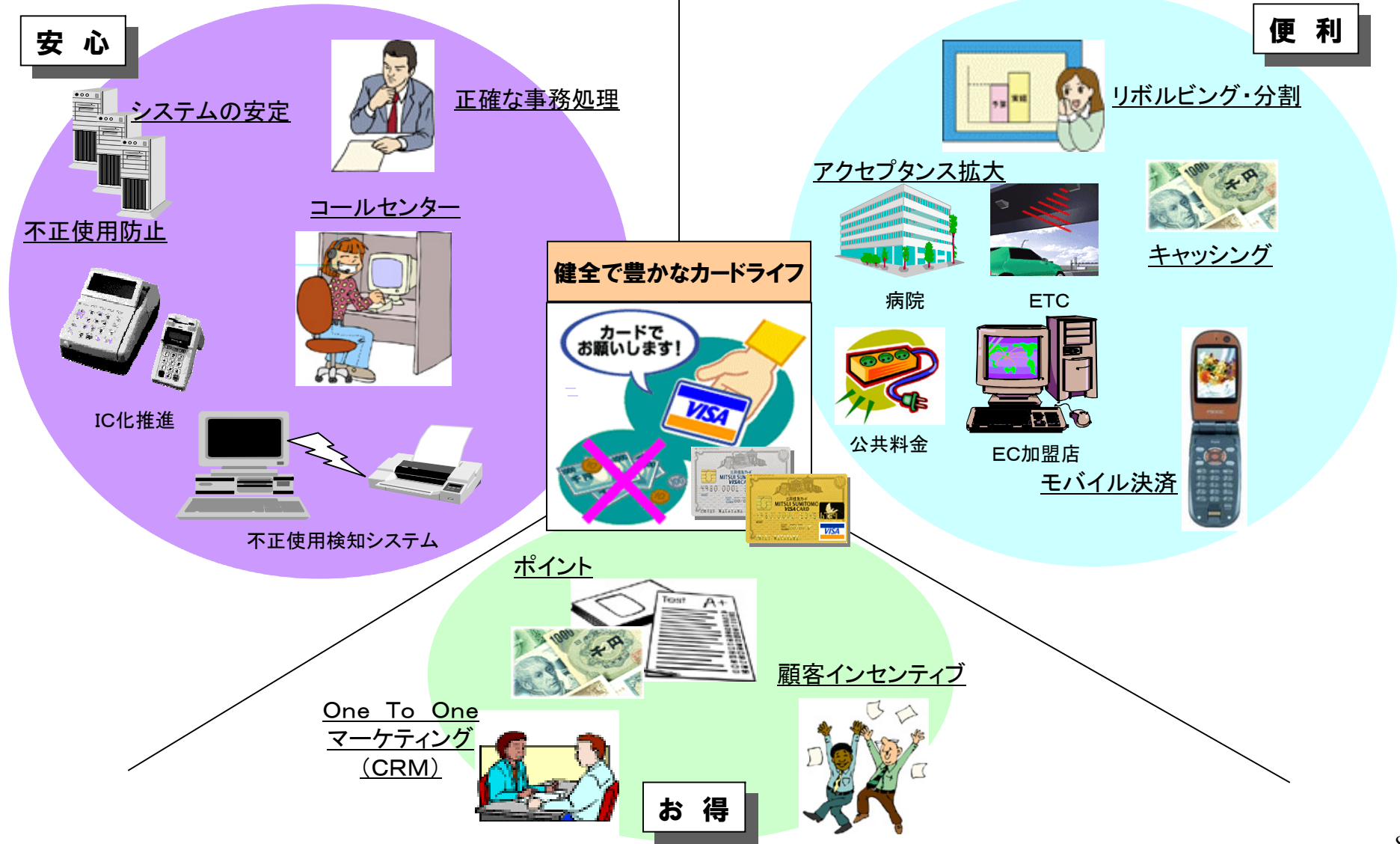
- ① IC化の推進
  - － IC対応端末の設置推進
  - － POSのIC化推進
- ② 個人情報保護推進
  - － 端末売上票上の会員番号非表示化
  - － 加盟店保有の個人情報保護啓発
- ③ クレジットカードの利用分野拡大
  - － 規制改革要望・市場化テストへの提案
  - － クレジットカードの日の制定 等

これまでの主な取組

年月	取組内容
S59. 10	日本クレジットカード協会設立
H2. 9	「リボルビング機能検討分科会」設置
H3. 11	「多重債務問題特別検討会」設置
H4. 3	多重債務防止ポスターを作成・配布 (翌年以降、毎年11月に作成)
H4. 4	お客様相談室開設
H4. 10	(財)日本クレジットカウンセリング協会入会
H11. 1	「信用情報保護のためのガイドライン」策定
H11. 6	クレジットカードIC化に関し検討開始
H11. 9	クレジットカード犯罪防止のための法規制の整備 に関する要望書を関係省庁へ提出
H12. 1	IC化推進方針を決定
H12. 8	「総合割賦検討ワーキング」組成
H14. 7	IC対応端末のフィールドテスト開始(～H15. 6)
H15. 7	IC対応端末の本格設置展開開始
H16. 11	規制改革要望・市場化テストへの提案
H17. 2	IC対応端末設置台数10万台突破

# 3. 今後の方向性

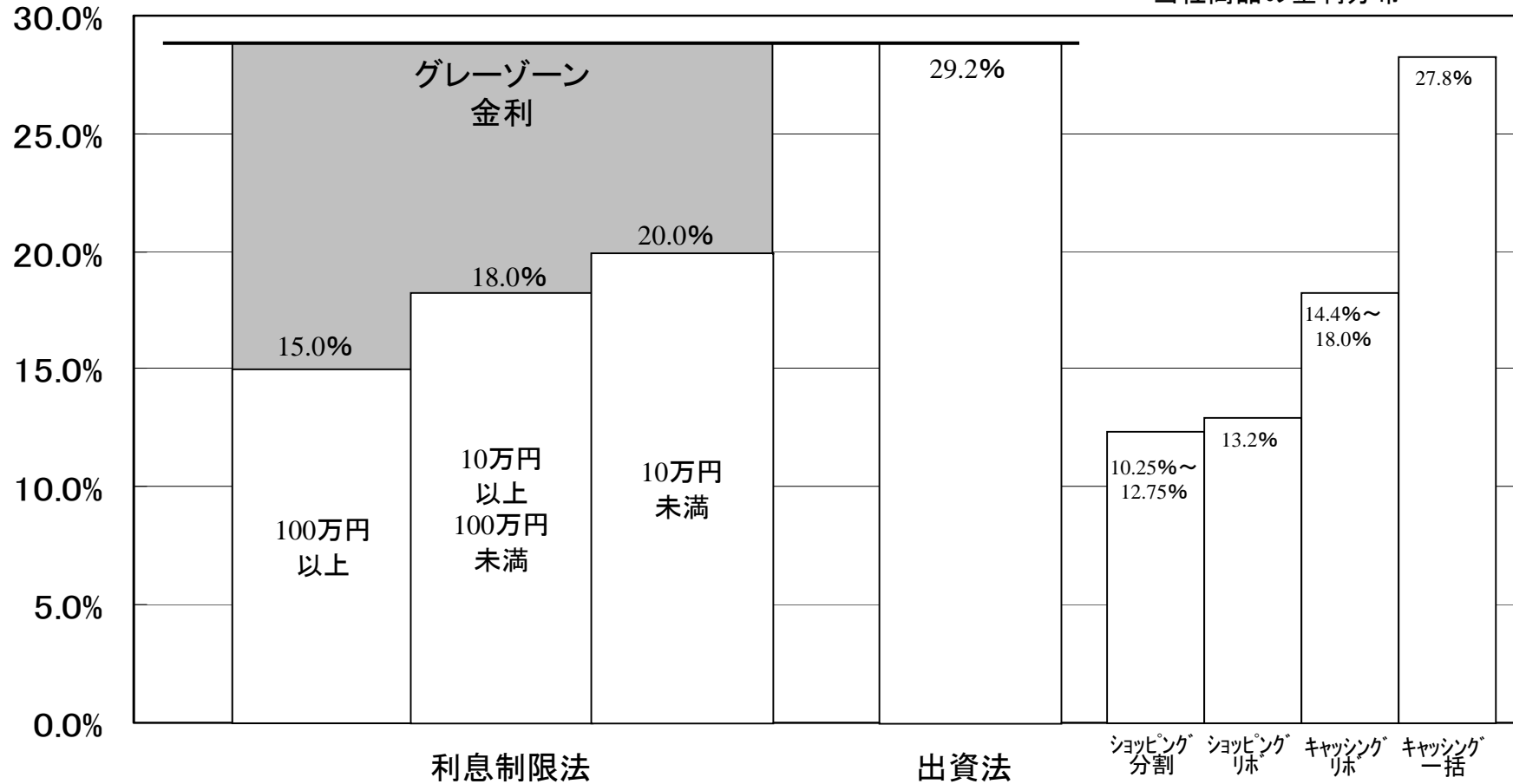
## (1) 銀行系クレジットカード会社の業務展開



(2)リスクに応じた金利体系の構築(適正なリスクプライシングの実現)

①制限金利、グレーゾーン及び当社商品の金利分布

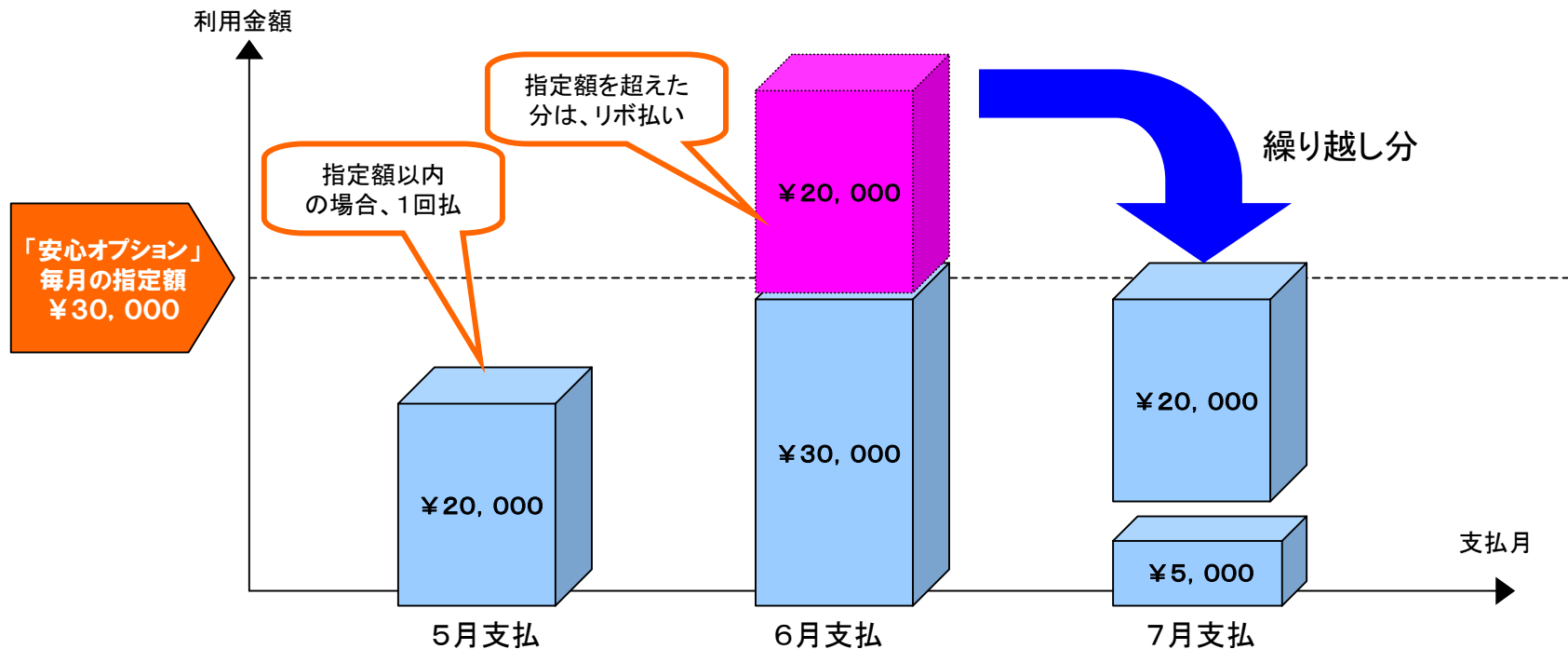
当社商品の金利分布



(参考3)三井住友カードの「安心オプション」について

- 毎月の上限支払金額を、2万円以上1万円単位で決められる
- 毎月の上限支払金額を超えた場合、超過分が自動的に翌月以降に繰り越され、リボ払いとなる  
(買物利用分が対象)

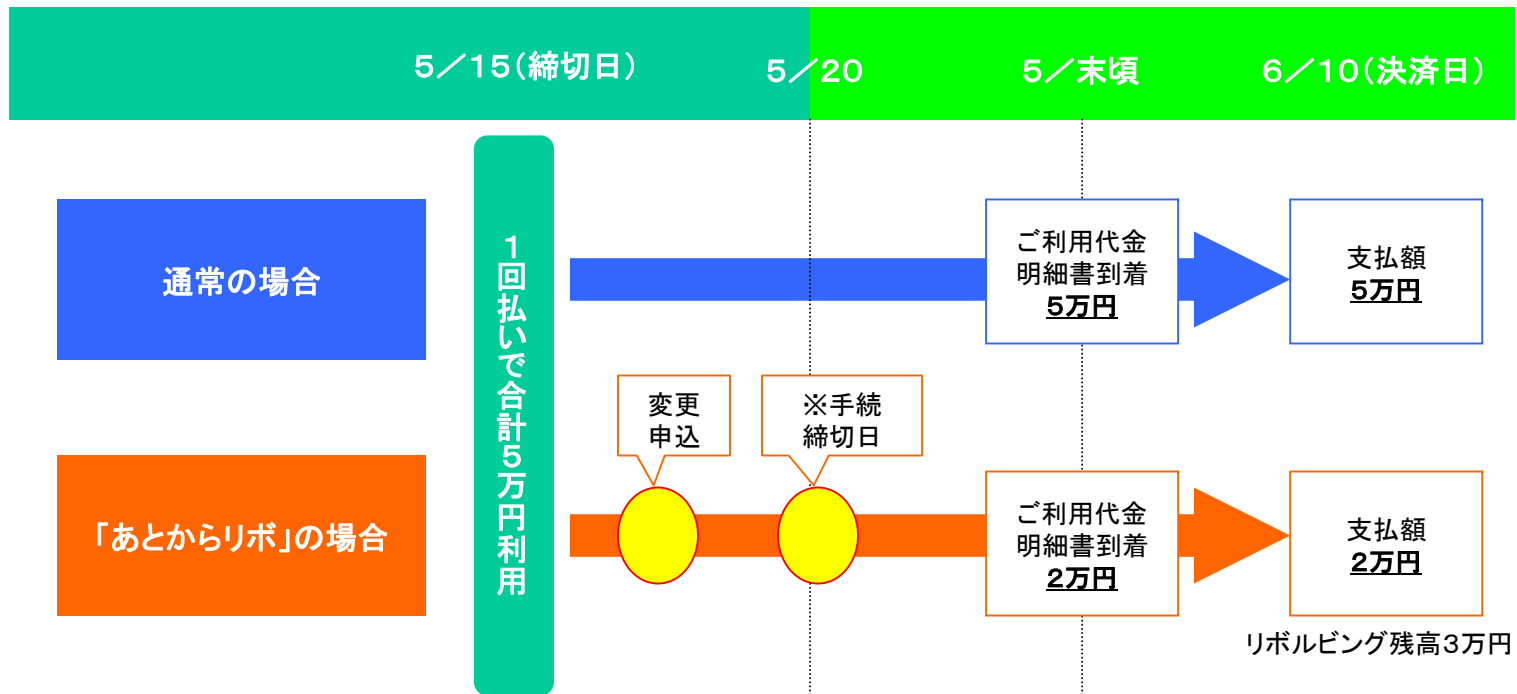
【利用イメージ】



(参考4)三井住友カードの「あとからリボ」について

■ 1回払い、2回払い、ボーナス一括払いで指定した買物利用分をリボ払いに変更可能

【利用イメージ】 ~リボ払いが定額コース2万円の場合



※決済口座金融機関によってご利用代金明細書到着後でも申込可能

②個人信用情報の相互交流等の検討

適正な金利の適用のためには、より精緻なリスク管理が必要であるとの観点から、  
 現在業態毎に存在する個人信用情報機関の信用情報相互交流等の政策的検討  
 が必要

《各個人信用情報機関の概要》

(平成17年3月末時点)

	全国銀行個人 信用情報センター	(株)シー・アイ・シー	(株)シーシーピー	全国信用情報センター 連合会	(株)テラネット
組織	全国銀行協会が 設置・運営	株式会社	株式会社	全国33の信用情報 センターの連合会	株式会社
会員構成	銀行、系列クレジット 会社、系列保証会社 など	クレ産協、信販協傘下 の信販会社、流通系、 銀行系など	信販会社、流通系、銀 行系、信用保証会社、 消費者金融会社、銀 行など	消費者金融会社	流通系、信販会社 など
設立時期	昭和63年10月	昭和59年9月	昭和54年8月	昭和51年9月	平成11年10月
会員数	1,540社	755社	500社	3,646社	109社

当社加盟機関

### ③事務処理コスト等の削減

－ 交付書面と受取証書(貸金業規制法第17・18条)

#### 【条文の前提】

- － 証書貸付の対面取引
- － 顧客の返済も対面での返済
- － 書面は紙媒体

#### 【現状の実態】

- － 包括契約形態が主流
- － CD・ATMでの借入・返済が可能、借入に関してはCD・ATMによるものが一般的
- － 返済は、口座からの自動振替が一般的
- － インターネット環境の充実

実態との乖離点	乖離点の是正
<p>①第17条書面記載項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「貸付の金額」 包括契約の締結時には通常貸付が発生しないため、記載不可能</li> <li>・「返済期間及び返済回数」 包括契約においては契約期間中、与信枠内で何度でも貸付が行われ、一旦貸付けた金額が完済される前に追加の貸付が行われるのが一般的であるため、返済期間、返済回数について特定ができず、記載不可能</li> </ul>	<p>包括契約における記載項目について実態に則した項目の検討が必要</p>
<p>②第17条書面要件(包括契約に基づく貸付時)</p> <p>包括契約に基づく貸付は、CD・ATMで非対面で借り入れる方式が一般的。CD・ATMの機器・ネットワーク等の技術的制約により、CD・ATMから発行される利用明細書において17条書面の記載項目全てを充足することは現実的に不可能</p>	<p>包括契約締結時の交付書面と包括契約に基づく貸し付け時の交付書面の併せ見による等の要件の検討が必要</p>
<p>③第18条規定</p> <p>同条第2項においては、預金又は貯金の口座に対する払込みにより弁済を受ける場合、弁済者の請求があった場合に限り書面を交付する旨規定されているが、現状、貸付の返済は預貯金口座からの自動振替の手段で行われることが、実務上一般的</p>	<p>自動振替の場合も、弁済者の請求があった場合に限り交付する、という要件の検討が必要(自動振替の場合も通帳への記載により返済事実の証明は可能)</p>
<p>④交付書面の電子化</p> <p>技術革新により、インターネット環境が充実している現状において、貸金業規制法において、電子書面が認められていないため、事業者側でペーパーレス化が図れない他、消費者利便性の観点からも利便性向上が図れていない</p>	<p>現状のインターネット環境を踏まえ、貸金業規制法における書面の電子化の検討が必要</p>

－ みなし利息の考え方(出資法第5条)

#### 【現状の実態】

- － 出資法第5条と利息制限法第3条の「みなし利息」の定義が相違
- － 出資法上、全ての手数料(コスト)が利息とみなされ、適正なコスト負担がされていない

「コスト」と「金利」を明確に整理し、適正なコスト負担となるよう検討が必要